

農業委員会だより



遊休農地解消へ

農地パトロール

黒潮町農業委員会(吉尾好市会長・委員14人、推進委員7人)は、9月12日、今年度の農地パトロールを実施しました。

今回のパトロールでは、町内の農用地区域内を中心に昨年度の耕作放棄地実態調査で作成した図面をもとに、農地の利用状況調査や許可案件の履行状況の確認、違反転用・不法投棄の発見に努めました。



同委員会では、今後、調査結果を踏まえ、遊休農地の所有者に対して、意向調査を実施し、農地の有効活用などに取り組み、遊休農

地の解消につなげていくこととされています。

また、十分に耕作に適した土地でありながら耕作放棄され、ご自身での管理や農地中間管理機構への貸付を行う意思がないなど、今後とも適正な管理が見込めない農地については、固定資産税の軽減税率が適用されず、結果的に課税額が上がる場合があります(平成28年度の税制改正により平成29年度より施行)。耕作放棄地は全国的に増加の傾向にあります。良好な農業環境を守るため、農地の適正な管理をお願いします。

こんなときは

農業委員会に相談しよう

◆農地を貸したい

- ・耕作できないので貸したい。
- ・周りの農家に迷惑をかけたくない。

◆農地を借りたい

- ・もっと広い農地を耕作したい。
- ・農地がもつとまとまると効率的。

農業経営基盤強化促進法

(利用権設定等促進事業)による

貸し借り

農業経営基盤強化促進法による農地の貸借について、町が「農業

経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に基づいて作成し、公告する農用地利用集積計画により、農地の利用権が設定され、農地の貸借ができます。

手続が簡単で、安心して農地の貸借ができるため、農地の有効利用に役立っています。

◆貸したい方のメリット

- ・農地法の許可が不要です。
- ・貸した農地は期限がくれば、離作料を支払うことなく確実に返してもらえます。

(利用権の再設定により継続して貸すことができます。)

◆借りた方のメリット

- ・農地法の許可が不要です。
- ・契約期間は安心して利用でき、また、合意が整えば契約を更新することもできます。

※利用権の期間満了の時期が近づいたら、農業委員会より賃貸借の当事者に利用権の再設定の有無の確認通知が届きます。

農業者年金について

【農業者年金の特徴】

- ①積立方式・確定拠出型で年金額は加入者・受給者数に左右され

ない、少子高齢化時代に強い制度です。

- ②「国民年金の被保険者」「年間60日以上農業に従事」「20歳以上60歳未満の人」であればだれでも加入できます。

- ③認定農業者には、保険料の手厚い国庫補助があります。認定農業者だけでなく、家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、後継者も対象になります。

- ④月額2万円から6万7千円までライフプランに合わせ保険料を選択できます。

- ⑤保険料が全額社会保険料として控除されます。支払われる年金についても公的年金控除が適用されます。

- ⑥途中で脱退しても積み立てた保険料に応じ年金を受け取ることができます。また、加入者、受給者の方が80歳までに死亡した場合には、80歳までに受け取れるはずであった年金を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

○お問い合わせ

農業委員会事務局

☎ 43-1888(直通)

または、地元農業委員まで